



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和7年2月17日

所 管	商工観光部商工課		
担 当	安江	問い合わせ	0573-26-6829

報 道 機 関 各位

リフォームローン利子補給制度の開始について

住宅の耐震化やリフォームで安心・安全で快適な生活環境を確保するとともに、市内の産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的に、令和7年度から、新たにリフォームローン利子補給制度を開始しますのでお知らせします。

記

1. 制度の内容

(1) 対象となる条件

- ・恵那市民又は工事完了後6カ月以内に恵那市に転入する者の専用住宅であること。
- ・市内に事業所のある建築業者で施工するリフォーム工事であること。
- ・耐震化を伴うリフォーム工事であること又は耐震化を伴わないリフォーム工事であって施工する住宅が建築後20年以上経過したものであること。
- ・リフォーム工事（改築工事）施工後も居住を継続すること。
- ・市内に支店等を有する金融機関又は東海労働金庫のリフォームローンであること。

(2) 利子補給額 融資に対する支払利子額（1年分）

- ・耐震化を伴う工事（1年分の利子相当額：上限300千円）
- ・耐震化を伴わない工事（1年分の利子相当額の1/2：上限100千円）

※申請者が1年分の利子支払後、利子補給金を支給

2. 制度の開始 令和7年4月1日

※利子補給金にかかる予算は令和8年度予算に計上する予定